

第14章 民生・労働・社会保障

14-1 主要労働指標（職業紹介）

（基準日：各年度末）

年 度	新規求職申込件数	# 月間 有効求職者数 (人)	紹介件数	就職件数	新規求人数 (人)	# 月間 有効求人数 (人)	充足数	求 人 倍 率 (倍)		就職率 (%)
								新 規	有 効	
平成29年度	21,866	7,686	27,476	7,871	39,088	9,231	7,567	1.79	1.20	36.0
30	21,009	7,569	23,445	7,299	40,445	9,636	7,008	1.93	1.27	34.7
令和元年度	20,518	7,617	21,746	6,782	37,946	9,134	6,606	1.85	1.20	33.1
2	19,087	8,020	18,075	5,416	29,772	6,998	5,358	1.56	0.87	28.4
3	19,315	8,354	17,135	5,449	34,104	8,005	5,365	1.77	0.96	28.2

資料：厚生労働省福岡労働局HP「職業安定業務年報＜労働市場の概況編＞」

※この表は、ハローワーク久留米（大川出張所を含む）の管轄区域（久留米市、小郡市、うきは市、三井郡、大川市、三潞郡）に関するものである。

※表中の数値には、新規学卒を除き、パートタイムを含む。なお、#は月平均であるので、必ずしも合計とは一致しない。

※「新規求職申込件(求人)数」とは、期間中にあらたに受けた求職申込(求人)の件数(人数)をいう。

※「月間有効求職者(求人)数」とは、「前月から繰り越された有効求職者(求人)数」と当月の「新規求職申込件(求人)数」の合計件数(人数)をいう。

※「就職件数」とは、自安定所の有効求職者が、自安定所の紹介により就職したことを確認した件数をいう。

※「パートタイム」とは、毎日就労するものについては、1日の労働時間が一般従業員より短く、特定日又は特定期間就労する者については、1日の労働時間の長短を問わず1か月の所定労働時間が、一般従業員より短い仕事をいう。